

○裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例

平成8年3月7日

条例第4号

改正 平成26年3月4日条例第8号

裾野市における廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和49年裾野市条例第11号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条—第11条)

第2章 一般廃棄物の減量及び処理(第12条—第19条)

第3章 手数料等(第20条—第22条)

第4章 雑則(第23条—第25条)

附則

第1章 総則

第1条から第10条まで省略

(ごみステーションの管理)

第11条 市長は、ごみを収集する場所(以下「ごみステーション」という。)を指定することができる。

2 ごみステーションの指定は、当該ごみステーションが属する区又はごみステーションを利用する者が居住する区の区長の申請に基づき行うものとする。

3 ごみステーションの利用者は、市が定めるごみの分別収集区分、排出日時等に従って適正なごみの排出に努めなければならない。

4 ごみステーションの管理は、区の責任において行うものとし、当該ごみステーションの利用者は、指導管理者及びごみ減量委員等の指導に従わなければならない。

第12条以降省略